

整理番号	12-1
------	------

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	24 年 4 月 25 日
支 出 額	448,899 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 (383,473+40,000+440)×0.5+296,179×0.8 ※給与は20日締めなので、4月1日からの給与の変更額を日割り計算している
使 途	事務職員 給与 4月分
支 出 先	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子



06-04-25 2 104-05 250002 0919
電信扱 お引き出し口座
サイタマリサ
普通 様
¥300,318 ¥0

06-04-25 4 104-03 250001 0923
電信扱 お引き出し口座
サイタマリサ
普通 様
¥225,990 ¥0

06-04-25 23 104-03 400004 0924
電信扱 お引き出し口座
トウワ
普通 様
¥40,000 ¥440

賃金台帳 2024/4/25

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計									
労働日数	60.00	22.00	22.00	16.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
労働時間数	340.00	154.00	154.00	32.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
時間外労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休日労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
深夜労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基本給	634,581	325,000	269,581	40,000	0	0	0	0	0	0
常任歴給	25,645	17,322	8,323	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	32,645	20,822	11,823	0	0	0	0	0	0	0
任務給	22,581	16,129	6,452	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (非課税)	4,200	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	715,452	379,273	296,179	40,000	0	0	0	0	0	0
支給額合計	719,652	383,473	296,179	40,000	0	0	0	0	0	0
健康保険	31,296	17,604	13,692	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	58,560	32,940	25,620	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,120	2,880	2,240	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,078	2,301	1,777	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	99,054	55,725	43,329	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	616,398	323,548	252,850	40,000	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	14,330	7,680	6,650	0	0	0	0	0	0	0
住民税	26,400	12,700	13,700	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	6,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	6,360	3,450	2,910	0	0	0	0	0	0	0
国救	1,200	600	600	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	54,290	27,430	26,860	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	153,344	83,155	70,189	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	566,308	300,318	225,990	40,000	0	0	0	0	0	0

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と [redacted]（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2023年4月1日～2024年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	労働契約を更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力 当団の経営状況、従事している業務の進捗状況
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9:30 終業時刻 17:00	
6. 所定労働時間を超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2023年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,000 円
		党歴給 20,500 円
		任務給 0 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	[redacted] TEL [redacted]
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2023年4月1日

（甲）所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙）労働者住所
労働者氏名



労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と [redacted]（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団 [redacted]
使用者職氏名 城下 師子

（乙） 労働者住所 [redacted]
労働者氏名 [redacted]

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と [redacted] とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2023年4月1日～2024年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	労働契約を更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力 当団の経営状況、従事している業務の進捗状況
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9:30 終業時刻 17:00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2023年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 267,000 円
		常任歴給 8,000 円
		党歴給 11,500 円
		任務給 0 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
12. 特定事項	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
13. その他	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	[redacted] TEL [redacted]
勤務規程の定めるところによる		

契約日 2023年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子

（乙） 労働者住所
労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と [redacted] とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9:30 終業時刻 17:00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
12. 特定事項	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
13. その他	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊞

（乙） 労働者住所

労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と[redacted]とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 10：00 終業時刻 12：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	0分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日 ※ 1週間の所定労働日数：原則として3日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 40,000 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
11. 退職	賃金の支払方法	現金支払
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	無
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	無
13. その他	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名

整理番号

13

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費		
支出年月日	24年 4月 25日	支出額	61,408 円
使途	事務職員の3月分の社会保険料		
領収書等貼付欄		日本共産党埼玉県議会議員団	

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

 年度 令和 6年
 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱い番号
 6 0343 6375 00063521

取扱い名

厚生労働省年金局(浦和)


 納付
目的
年月
令和 6年
3月分

 納付
期限
令和 6年
4月30日
右記のとおり
納付して
ください。
令和 6年
4月18日

 健康 勘 定
健康 保 険 料
72832 円

 厚生 年 金 勘 定
厚生 年 金 保 険 料
117120 円

 子ども・子育て支援勘定
子ども・子育て拠出金
2304 円

 納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 6年度

 事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領
 納機関番号 納付番号 確認番号
 005001224110100003799311982

 証券受領
全 一
部

 合 計 額
 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
 ￥ 1 9 2 2 5 6

 内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

 浦和 年金事務所
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

 330-9301 さいたま市 浦和区
 高砂 3-15-1
 埼玉県庁内埼玉県議会5階
 日本共産党 埼玉県議会議員団
 柳下禮子
 2643 090603

様

 上記の合計額を領収しました。
 (領収日付等)
 6. 4. 25
 (納付者渡し)

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

事務職員 〇〇〇〇〇〇〇〇

(健康保険17,604+厚生年金32,940+介護保険2,880+こども子育て拠出金1296)×0.5

事務職員 〇〇〇〇〇〇〇〇

(健康保険13,692+厚生年金25,620+介護保険2,240+こども子育て拠出金1008)×0.8

27,360+34,048=61,408

整理番号	22-1
------	------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	24年5月9日	支出額	23145 円 按分の積算方法: 46290×0.5
使 途	事務員の定期代 5月9日から11月8日まで 6か月		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

領収証 様

利用年月日 2024年05月09日

発売駅名 [REDACTED]

コーナ・号機 1-002

ご利用金額 (税率 1.0%) **¥46790-**

(※[REDACTED]不課税) (クレジット扱い)

商品名	ご利用金額
定期券	¥46290-
デビット・クレジット	¥500-

伝票番号 62806

●払戻しは、東日本旅客鉄道株式会社の取扱窓口でのみいたします。

●この領収証は大切に保管してください。

●ご利用ありがとうございます。

登録番号 T9011001029507 JR 東日本

事務員定期代として

使用者 [REDACTED]

整理番号	22-2
------	------

通称6箇月 庫

←

浦 和

経由

46290円

2024. 5. 9

2024. 11. 8

1-002

R001
5月 9日から

まで

1-002

Suica

Suica

整理番号

29-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	24 年 5 月 23 日
支 出 額	457,770円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $(392,700 + 40,000 + 440) \times 0.5 + 3,015,500 \times 0.8$)
使 途	事務職員 給与 5月分
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子

印

06-05-23 2 104-05 230003 1558

電信扱
サイタマリナ
普通

お引き出し口座

¥309,110 ¥0

06-05-23 4 104-05 230001 1559

電信扱
サイタマリナ
普通

お引き出し口座

¥231,089 ¥0

06-05-23 23 104-05 600002 1600

電信扱
トワ
普通

お引き出し口座

¥40,000 ¥440

賃金台帳 2024/5/24

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計									
労働日数	52.00	18.00	18.00	16.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
労働時間数	284.00	126.00	126.00	32.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
時間外労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休日労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
深夜労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基本給	636,000	325,000	271,000	40,000	0	0	0	0	0	0
常任歴給	26,000	17,500	8,500	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	33,000	21,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
任務給	35,000	25,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（非課税）	4,200	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（課税）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	730,000	388,500	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
支給額合計	734,200	392,700	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
健康保険	31,296	17,604	13,692	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	58,560	32,940	25,620	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,120	2,880	2,240	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,165	2,356	1,809	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	99,141	55,780	43,361	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	630,859	332,720	258,139	40,000	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	14,900	8,060	6,840	0	0	0	0	0	0	0
住民税	26,400	12,700	13,700	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	6,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	6,360	3,450	2,910	0	0	0	0	0	0	0
国教	1,200	600	600	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	54,860	27,810	27,050	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	154,001	83,590	70,411	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	580,199	309,110	231,089	40,000	0	0	0	0	0	0

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所

労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 10：00 終業時刻 12：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	0分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日 ※ 1週間の所定労働日数：原則として3日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 40,000 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	現金支払
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	無
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	無
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所

労働者氏名

整理番号

32

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
支出年月日	24年 5月 29日	支出額	61,408 円
使 途	事務職員の4月分の社会保険料		
領収書等貼付欄		日本共産党埼玉県議会議員団	

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金

厚生保険

年度 6 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省所管 6375 取扱庁番号 00063521

厚生労働省年金局(浦和)

納付
目的
年月令和 6年
4月分納付
期限

令和 6年

5月31日 右記の
とおり納付し
てください。

令和 6年

5月22日

健康 勘 定
健康 保 険 料
72832 円厚生 年 金 勘 定
厚生 年 金 保 険 料
117120 円子ども・子育て支援勘定
子ども・子育て拠出金
2304 円納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 6年度
 事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領
 00500 1224 1101 0000 9899 760974
 納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
証券受領
全部 一部
 合 計 額
 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
 ￥ 1 9 2 2 5 6
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計
 浦和 年金事務所
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てます。
 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

 330-9301 さいたま市 浦和区
 高砂 3-15-1
 埼玉県庁内埼玉県議会5階
 日本共産党 埼玉県議会議員団
 柳下禮子
 2643 090604

様

 上記の合計額を領収しました。
 (領収品-付等)
 出納
 6. 5. 29
 (納付者渡し)

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

事務職員

(健康保険17,604+厚生年金32,940+介護保険2,880+こども子育て拠出金1296)×0.5

事務職員

(健康保険13,692+厚生年金25,620+介護保険2,240+こども子育て拠出金1008)×0.8

27,360+34,048=61,408

整理番号	411
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	24年 6月 18 日	支出額	107,288 円
			按分の積算方法: 134,110×0.8
使 途	社会保険労務士 業務委託料		

領 収 書 等 貼 付 欄	日本共産党埼玉県議会議員団
06-06-18 27 104-05 180001 1438 電信扱 お引き出し口座 サイマリサ 3ノ 普通 4597472 サイマチユウオウシカイホクンロウシ ミ様 ¥134,000 ¥110 ***** ***** ***** *****	

整理番号

412

御 請 求 書

No. 2024-149

日本共産党埼玉県議会議員団 様

2024年5月31日

下記のとおり御請求申し上げます

〒338-0832 さいたま市桜区西堀7-14-1

さいたま中央社会保険労務士事務所

代表 三上 賢市

TEL/FAX 048-637-0456

登録番号 T1810376122087

請 求 金 額	¥134,000
---------	----------

件 名	金 額
社会保険労務士業務委託料	¥135,670
顧問料（2024年5月～2025年4月分）	
小 計	¥135,670
消費税（10%）	¥13,567
源泉所得税	¥-15,237
合 計	¥134,000

2024年6月30日 までにお支払いをお願いいたします

【お振込先】 埼玉りそな銀行 与野支店 普通預金 4597472

さいたま中央社会保険労務士事務所 代表 三上 賢市

領収書

No. 2024-149

2024年6月18日

日本共産党埼玉県議会議員団様

★ ￥134,000 -

但 社労士業務委託料：顧問料（2024年5月～2025年4月分）

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	¥135,670
消費税額(10%)	¥13,567
源泉所得税	¥-15,237

〒338-0832 さいたま市桜区西堀7-14-1

さいたま中央社会保険労務士事務所

代表 三上 賢市

TEL/FAX 048-637-0456

収入印紙
非課税物件

整理番号

44-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	24 年 6 月 23 日
支 出 額	457,770円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $(392,700 + 40,000 + 440) \times 0.5 + 3,015,500 \times 0.8$)
使 途	事務職員 給与 6月分
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子



06-06-25 2 104-04 250001 1009
 電信扱 お引き出し口座
 サイタマリッ 様
 普通 様
 ￥392,700 ￥0

06-06-25 4 104-04 250001 1010
 電信扱 お引き出し口座
 普通 様
 ￥301,500 ￥0

06-06-25 23 104-04 400041 1011
 電信扱 お引き出し口座
 トウ 様
 普通 様
 ￥40,000 ￥440

※ 社会保険等を差し引いて振込むところをまちがえて

は総支給額で振り込んでしまい、6月27日
 から62,830円、 から49,871円を振り込んで
 もらいました。

賃金台帳 2024/6/25

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計				0	0	0	0	0	0
労働日数	62.00	23.00	23.00	16.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
労働時間数	354.00	161.00	161.00	32.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
時間外労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休日労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
深夜労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基本給	636,000	325,000	271,000	40,000	0	0	0	0	0	0
常任歴給	26,000	17,500	8,500	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	33,000	21,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
任務給	35,000	25,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (非課税)	4,200	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	730,000	388,500	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
支給額合計	734,200	392,700	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
健康保険	31,296	17,604	13,692	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	58,560	32,940	25,620	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,120	2,880	2,240	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,165	2,356	1,809	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	99,141	55,780	43,361	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	630,859	332,720	258,139	40,000	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	6,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	6,360	3,450	2,910	0	0	0	0	0	0	0
国救	1,200	600	600	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	13,560	7,050	6,510	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	112,701	62,830	49,871	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	621,499	329,870	251,629	40,000	0	0	0	0	0	0

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
13. その他	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と XXXXXXXXXX（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 10：00 終業時刻 12：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	0分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日 ※ 1週間の所定労働日数：原則として3日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 40,000 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	現金支払
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	無
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	無
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所

労働者氏名



整理番号	48
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1: 調査研究費 2: グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】		
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費		
	【経常的経費】		
	⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費		
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費		

支出年月日	24年 7月 3日	支出額	61,408 円
		按分の積算方法: 下記記載	
使 途	事務職員の5月分の社会保険料		

領収書等貼付欄	日本共産党埼玉県議会議員団
---------	---------------

納入告知書 納付書・領収証書

年度		年金特別会計		内閣府及び厚生労働省所管		取扱庁番号		取扱庁名		国庫金		厚生保険	
6		0343		6375		00063521		厚生労働省年金局(浦和)					

納付目的
令和 6年 5月分

納付期限
令和 6年 7月 1日 右記のとおり納付してください。
令和 6年 6月 20日

健康勘定 健康保険料	27832 円
厚生年金勘定 厚生年金保険料	117120 円
子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金	2304 円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 6年度
内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
00500	122411010001	5876611211
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構	
浦和	年金事務所	
延滞金の計算方法	期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てて。	
歳入徴収官	厚生労働省年金局事業管理課長	

証券受領	全部	一部
合計額	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 1 9 2 2 5 6	

330-9301	さいたま市 浦和区
高砂 3-15-1	
埼玉県庁内埼玉県議会5階	
日本共産党埼玉県議会議員団	様
2643	090605

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)

6. 7. 3

(納付者渡し)

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

事務職員	2643
(健康保険17,604+厚生年金32,940+介護保険2,880+こども子育て拠出金1296)×0.5	
事務職員	2643
(健康保険13,692+厚生年金25,620+介護保険2,240+こども子育て拠出金1008)×0.8	
27,360+34,048=61,408	

整理番号

56

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費		
支出年月日	24年 7月 22日	支出額	43936 円 按分の積算方法: (26590+20802+4264)×0.8+5224×0.5
使 途	事務職員の労働保険料		
領収書等貼付欄	日本共産党埼玉県議会議員団		

納付書・領収証書

(労働保険)

(国庫金)

※取扱庁名

※取扱庁番号

埼玉労働局

00075316

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所 管

6118

※令和

06

年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝番 番号	※CD	※証券受領
11101					1	全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号: 令和は9)

元号 9 - 年度 6

※徴定年度(元号: 令和は9)

元号 9 - 年度 6

※収納区分

62

※認決
区分

※内証券受領

内 訳	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
労働 保険料					¥	116394				
一 般 拠出金									¥	208
納 付 額 (合計額)					¥	116602				

あて先

〒 330-6016

上記の合計額を領収しました。

領 収 日 付 等

さいたま市中央区新都心
11番地2

埼玉労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

6. 7. 22

(納付者渡し)

※目的

1. 令和

6 年度
概算 1 期
(全期又は1期)

2. 令和

5 年度
確定

(住所) 〒 330-9301 さいたま市

浦和区高砂

3-15-1

埼玉県庁内

(氏名) 日本共産党

埼玉県議会議員団

城下 師子

EA111B0029998\$42A111B0014999\$

11101 0014999 E

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

事務職員

(57333+44857+9188-59722)(本人負担分)×0.8+5224×0.5

●労働保険料（2024年7月納付）の按分

	賃金総額	按分比率	労働保険料
様	5,123,981	49.17%	57,333
様	4,009,225	38.47%	44,857
様	820,657	7.88%	9,188
様	466,667	4.48%	5,224
様	10,420,530	100.00%	116,602

※2023年4月～2024年3月

労働保険個人負担分

	2023年4月	5月	6月	7月	8月	一時金	9月	10月	11月	12月	一時金	1月	2月	3月	合計
	2176	2216	2216	2185	2200	2175	2200	2200	2200	2200	2175	2200	2200	2200	30743
	1689	1738	1738	1700	1719	1719	1719	1719	1719	1719	1719	1719	1719	1719	24055
	1980	1980	964	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4924
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

59722

整理番号

59-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	2024 年 7 月 25 日
支 出 額	457,770 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法) $(392,700 + 40,440) \times 0.5 + 301,500 \times 0.8$
使 途	事務職員 給与 7月分
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子



日本共産党埼玉県議会議員団

06-07-25 2 104-04 250001 0926
電信扱 お引き出し口座
サイマリナ
普通 様
¥316,870 ¥0

06-07-25 4 104-04 250001 0927
電信扱 お引き出し口座
サイマリナ
普通 様
¥237,129 ¥0

06-07-25 23 104-04 400019 0928
電信扱 お引き出し口座
トウ
普通 様
¥40,000 ¥440

賃金台帳 2024/7/25

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計									
労働日数	56.00	20.00	20.00	16.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
労働時間数	312.00	140.00	140.00	32.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
時間外労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休日労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
深夜労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基本給	636,000	325,000	271,000	40,000	0	0	0	0	0	0
常任歴給	26,000	17,500	8,500	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	33,000	21,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
任務給	35,000	25,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（非課税）	4,200	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（課税）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	730,000	388,500	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
支給額合計	734,200	392,700	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
健康保険	31,296	17,604	13,692	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	58,560	32,940	25,620	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,120	2,880	2,240	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,165	2,356	1,809	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	99,141	55,780	43,361	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	630,859	332,720	258,139	40,000	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住民税	27,500	13,000	14,500	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	6,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	6,360	3,450	2,910	0	0	0	0	0	0	0
国救	1,200	600	600	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	41,060	20,050	21,010	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	140,201	75,830	64,371	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	593,999	316,870	237,129	40,000	0	0	0	0	0	0

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
13. その他	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所

労働者氏名

労働契約書

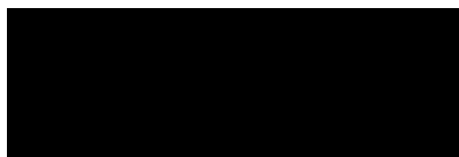
日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と [redacted]（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊞

（乙） 労働者住所
労働者氏名



労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 10：00 終業時刻 12：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	0分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日 ※ 1週間の所定労働日数：原則として3日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 40,000 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	現金支払
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	無
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	無
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名

整理番号	60
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	24年 7月 25日	支出額	61,408 円
		按分の積算方法: 下記記載	
使 途	事務職員の6月分の社会保険料		
領収書等貼付欄		日本共産党埼玉県議会議員団	

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度	令和 6年	年金特別会計	0343	内閣府及び厚生労働省所管	6375	取扱庁番号	00063521	取扱庁名	厚生労働省年金局(浦和)		
納付目的	健康保険料 厚生年金保険料 子ども子育て拠出金										
納付期限	令和 6年 7月 31日 右記のとおり納付してください。										
健康保険料	27832		円	厚生年金保険料	117120		円	子ども子育て支援助定	2304		円
事業所整理記号	005001224110100022118512473		事業所番号	00022118512473		うち証券受領	証券受領		合 計 額		令和 6年度
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、蔵入代理店又は日本年金機構										内閣府及び厚生労働省所管
浦和 年金事務所	330-9301 さいたま市 浦和区										上記の合計額を領収しました。
延滞金の	期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。										(領収日付等)
計算方法	(健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。										6. 7. 25
歳入徴収官	厚生労働省年金局事業管理課長										(納付者渡し)
日本共産党埼玉県議会議員団	2643 090606										

この納入告知書(納付書)は Pay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

事務職員 (健康保険17,604+厚生年金32,940+介護保険2,880+こども子育て拠出金1296) × 0.5

事務職員 (健康保険13,692+厚生年金25,620+介護保険2,240+こども子育て拠出金1008) × 0.8

27,360+34,048=61,408

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

整理番号	63-1
------	------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	24年 7月 29 日	支出額	69,208 円 按分の積算方法: 86,510×0.8
使 途	事務職員■■■■の7月30日から1月29日までのJRと国際興業バスの定期代		

領収書等貼付欄	日本共産党埼玉県議会議員団
---------	---------------

領収証

利用年月日 2024年07月29日
発売駅名 浦和
コーナ・号機 1-002

(税率: 10%)
ご利用金額 ¥27060-

商品名 定期券
ご利用金額 ¥27060-

伝票番号 31152

登録番号 T901T001029587

JR 東日本

税務署承認済
印紙税申告納
付につき添合

※払戻しは、東日本旅客鉄道株式会社の取扱窓口でのみいたします。
※この領収証は大切に保管してください。
※ご利用ありがとうございます。

領収書

[既存カード定期券継続発行]

カード番号 JE■■■■■■■■■■
種別 大人

領収金額 59,450 円
うちSFチャージ金額 0 円
小計 59,450 円

(10%対象)
うち定期券運賃金額 59,450 円
小計 59,450 円

決済方法 現金

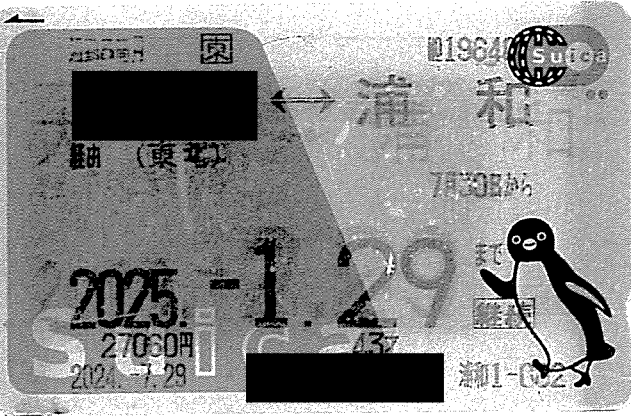
この領収書は大切に保存してください。
ご利用ありがとうございます。

発行日時 24/07/29 17:51
営業所名 西浦和営業所
住所 東京都中央区八重洲 2-10-3
ODEA 16220
No. 76

国際興業株式会社
登録番号 T1010001150008

整理番号

63-2



整理番号

91-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	2024 年 8 月 23 日
支 出 額	457,770 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法: $(392700+40000+440) \times 0.5 + 301500 \times 0.8$)
使 途	事務職員 給与 8月分
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子

印

日本共産党埼玉県議会議員団

06-08-23 2 104-05 230002 0928 *****

電信扱 お引き出し口座 [REDACTED]
サイタマリサ [REDACTED]
普通 [REDACTED] 様
¥317,770 ¥0 *****

06-08-23 4 104-05 230001 0930 *****

電信扱 お引き出し口座 [REDACTED]
サイタマリサ [REDACTED]
普通 [REDACTED] 様
¥237,229 ¥0 *****

06-08-23 23 104-05 400027 0931 *****

電信扱 お引き出し口座 [REDACTED]
トウ [REDACTED]
普通 [REDACTED] 様
¥40,000 ¥440 *****

賃金台帳 2024/8/23

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計									
労働日数	58.00	21.00	21.00	16.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
労働時間数	326.00	147.00	147.00	32.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
時間外労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休日労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
深夜労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基本給	636,000	325,000	271,000	40,000	0	0	0	0	0	0
常任歴給	26,000	17,500	8,500	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	33,000	21,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
任務給	35,000	25,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (非課税)	4,200	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	730,000	388,500	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
支給額合計	734,200	392,700	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
健康保険	31,296	17,604	13,692	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	58,560	32,940	25,620	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,120	2,880	2,240	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,165	2,356	1,809	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	99,141	55,780	43,361	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	630,859	332,720	258,139	40,000	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住民税	26,500	12,100	14,400	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	6,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	6,360	3,450	2,910	0	0	0	0	0	0	0
国救	1,200	600	600	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	40,060	19,150	20,910	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	139,201	74,930	64,271	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	594,999	317,770	237,229	40,000	0	0	0	0	0	0

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と XXXXXXXXXX（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所

労働者氏名

労働契約書

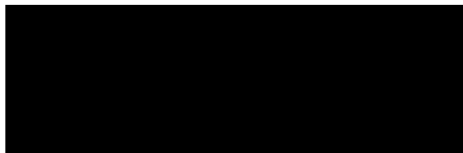
日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と XXXXXXXXXX（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名



労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 10：00 終業時刻 12：00	
6. 所定労働時間を超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	0分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日 ※ 1週間の所定労働日数：原則として3日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 40,000 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
11. 退職	賃金の支払方法	現金支払
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	無
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	無
13. その他	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名

整理番号

170-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2024 年 8 月 23 日
支 出 額	1054 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	事務職員が国への予算要望に行った際の交通費
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子

印

0823	現金	浦和				¥1207
0823	入	浦和	出	池袋		¥1089
0823	入	地	池袋	出	永田町	¥1080
0823	入	永田町	出	地	池袋	¥1471
0823	入	池袋	定	浦和		¥1153
						¥2153

浦和
↓ JR 318円 × 2
池袋
↓ 有楽町線 209円 × 2
永田町

合計 1054円

使用者

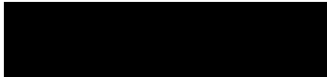
整理番号

72-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2024 年 8月 23 日
支 出 額	435,450 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法: $388500 \times 0.5 + 301500 \times 0.8$)
使 途	事務職員 夏期一時金
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子

印

日本共産党埼玉県議会議員団

06-08-23 2 104-05 230003 0932
電信扱 お引き出し口座
サタマリサ
普通 様
¥328,590 ¥0

06-08-23 4 104-05 230002 0933
電信扱 お引き出し口座
サタマリサ
普通 様
¥248,881 ¥0

賃 金 台 帳

2024/8/23

整理番号

72-3

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計				0	0	0	0	0	0
労働日数										
労働時間数										
時間外労働時間数										
休日労働時間数										
深夜労働時間数										
基本給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
常任歴給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任務給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（非課税）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（課税）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	690,000	388,500	301,500	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	690,000	388,500	301,500	0	0	0	0	0	0	0
支給額合計	690,000	388,500	301,500	0	0	0	0	0	0	0
健康保険	33,692	18,973	14,719	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	63,043	35,502	27,541	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,512	3,104	2,408	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,140	2,331	1,809	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	106,387	59,910	46,477	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	583,613	328,590	255,023	0	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	6,142	0	6,142	0	0	0	0	0	0	0
住民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国救	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	6,142	0	6,142	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	112,529	59,910	52,619	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	577,471	328,590	248,881	0	0	0	0	0	0	0

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊞

（乙） 労働者住所
労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
12. 特定事項	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
13. その他	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
勤務規程の定めるところによる		

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所

労働者氏名

整理番号	93
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
支出年月日	24年 8月 26日	支出額	61,408 円
		按分の積算方法: 下記記載	
使 途	事務職員の7月分の社会保険料		
領収書等貼付欄		日本共産党埼玉県議会議員団	

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
6	0343	6375	00063521	厚生労働省年金局(浦和)
納付目的 年月	令和 6年 7月分			
納付期限	令和 6年 9月 2日 右記のとおり 納付してください。	健康助定 健康保険料 27832 円	厚生年金助定 厚生年金保険料 117120 円	子ども・子育て支援助定 子ども・子育て拠出金 2304 円
事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領	
00500	1224110100028649042536		全部 一部	
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構			
浦和 年金事務所	330-9301 さいたま市 浦和区 高砂 3-15-1 埼玉県庁内埼玉県議会5階			
延滞金の 計算方法	期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第37条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。			
歳入徴収官	厚生労働省年金局事業管理課長			
		日本共産党埼玉県議会議員団		様
		2643		090607
		合計額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 1 9 2 2 5 6
		上記の合計額を領収しました。		(領収・印付等) 6. 8. 26 (納付者渡し)

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

事務職員	
(健康保険17,604+厚生年金32,940+介護保険2,880+こども子育て拠出金1296)×0.5	
事務職員	
(健康保険13,692+厚生年金25,620+介護保険2,240+こども子育て拠出金1008)×0.8	
27,360+34,048=61,408	

整理番号	81-1
------	------

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥ 人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2024 年 9 月 9 日
支 出 額	267 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 334×0.8)
使 途	事務職員の健康診断に行くための交通費
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子

印

使用者

整理番号

84-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2024 年 9 月 11 日
支 出 額	1054 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	県民からの相談で国会に事務職員が行った際の交通費
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子



日本共産党埼玉県議会議員団

ICカード残額・利用明細

カード番号: JE*****

残額履歴 (最新 20件)

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
2024.09.12	入	池袋	出	永田町	***56
2024.09.12	入	永田町	出	池袋	***34
2024.09.12	入	池袋	出	浦和	***29

2024.09.12 08:16 浦和 駅104発行
ご利用ありがとうございます。 JR 東日本

浦和



JR 318円

池袋



有楽町線 209円

永田町

$$527 \times 2 = 1054 \text{円}$$

使用者



整理番号	90-1
------	------

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2024 年 9 月 25 日
支 出 額	457,770 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法: $(392700+40000+440) \times 0.5 + 301500 \times 0.8$)
使 途	事務職員 給与 9月分
支 出 先	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子

印

日本共産党埼玉県議会議員団

06-09-25 2 104-03 250001 1013
電信扱 お引き出し口座
サイタマリナ
普通 様
¥317,770 ¥0

06-09-25 4 104-03 250001 1015
電信扱 お引き出し口座
サイタマリナ
普通 様
¥230,389 ¥0

06-09-25 23 104-03 400053 1016
電信扱 お引き出し口座
トワ
普通 様
¥40,000 ¥440

賃金台帳 2024/9/25

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計									
労働日数	60.00	22.00	22.00	16.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
労働時間数	340.00	154.00	154.00	32.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
時間外労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休日労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
深夜労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基本給	636,000	325,000	271,000	40,000	0	0	0	0	0	0
常任歴給	26,000	17,500	8,500	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	33,000	21,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
任務給	35,000	25,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（非課税）	4,200	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（課税）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	730,000	388,500	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
支給額合計	734,200	392,700	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
健康保険	31,296	17,604	13,692	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	58,560	32,940	25,620	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,120	2,880	2,240	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,165	2,356	1,809	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	99,141	55,780	43,361	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	630,859	332,720	258,139	40,000	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	6,840	0	6,840	0	0	0	0	0	0	0
住民税	26,500	12,100	14,400	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	6,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	6,360	3,450	2,910	0	0	0	0	0	0	0
国救	1,200	600	600	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	46,900	19,150	27,750	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	146,041	74,930	71,111	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	588,159	317,770	230,389	40,000	0	0	0	0	0	0

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と XXXXXXXXXX（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9:30 終業時刻 17:00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
12. 特定事項	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
13. その他	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
勤務規程の定めるところによる		

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所

労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9:30 終業時刻 17:00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 10：00 終業時刻 12：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	0分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日 ※ 1週間の所定労働日数：原則として3日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 40,000 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
11. 退職	賃金の支払方法	現金支払
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	無
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	無
13. その他	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊞

（乙） 労働者住所
労働者氏名

整理番号

9

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費		
支出年月日	24年9月25日	支出額	127,496 円 按分の積算方法: $(111003+2693) \times 0.5 + (86220+2091) \times 0.8$
使途	事務職員の社会保険料 8月分		
領収書等貼付欄		日本共産党埼玉県議会議員団	

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名
 6 0343 6375 00063521 厚生労働省年金局(浦和)



納付
目的
年月
令和 6年
8月分

納付
期限
令和 6年

9月30日 右記の
とおり
納付して
ください。
令和 6年
9月18日

健康助定
健康保険料
151240 円

厚生年金助定
厚生年金保険料
243207 円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
4784 円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 6年度

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領
 00500 1224 1101 0003 5132 491815
 収納機関番号 納付番号 確認番号

証券受領
全部 一部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
 ¥ 3 9 9 2 3 1

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

浦和 年金事務所
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
 歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

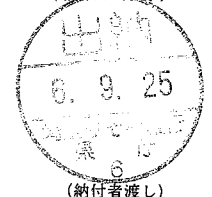
330-9301 さいたま市 浦和区
 高砂 3-15-1
 埼玉県庁内埼玉県議会5階

日本共産党埼玉県議会議員団
 2643 090608

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)



翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

総額399,231円のうち個人負担を除いた事業者負担分について
 子ども・子育て拠出金は個人負担分がないので、4,784円について、社会保険労務士の方
 方に事務職の 〇〇〇と 〇〇〇分を計算していただき、按分しました。

整理番号

96-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2024 年 10 月 8 日
支 出 額	1,313 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	事務職員が相談者と会うため出向いたときの交通費
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子

印

ICカード残額・利用明細
カード番号: JE*****
残額履歴 (最新 20件)

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
1008	入	大宮	出	川越	**1298
1008	入	東武川越	出	東松山	**644
1008	入	東松山	出	朝霞台	**1163
1008	入	北朝霞	出	武蔵浦和	**985

2024.10.08 12:54 武蔵浦和駅105発行
ご利用ありがとうございます。JR東日本

10/8

行き
大宮駅 → JR 川越 → 東武東上 東松山
330円 324円

帰り
東松山 → 東武東上 朝霞台 → JR 北朝霞 → 武蔵浦和
481円 178円 ↓
県庁

合計 1313

県民からの相談があり、東松山市議会に行き来した。

使用者 事務職員

68

1 / 1

請求No. : 0000002235

音声ガイダンス2番

ニ請求額 36,620 円

支払期限:	2024/10/31				
受診日	受診者	コース名	受診項目	金額(税込)	備考
/09		協会けんぽ 一般健診	協会けんぽ一般健診	¥2,673	
09/09		協会けんぽ 一般健診	乳房エコー(一般)	¥7,150	
09/09		協会けんぽ 一般健診	乳がん検診50歳未満	¥1,574	
09/12		協会けんぽ 一般健診	協会けんぽ一般健診	¥2,673	
09/12		協会けんぽ 一般健診	乳房エコー(一般)	¥7,150	
09/12		協会けんぽ 一般健診	マンモグラフィ(一般)	¥7,150	
09/12		協会けんぽ 一般健診	子宮がん検診・頸部(一般)	¥6,050	
09/12		協会けんぽ 一般健診	子宮がん検診・体部	¥2,200	
	以下余白				
合 計 額				¥36,620	
うち消費税(10%対象)				¥3,329	

お振り込み手数料はご負担いただいております。

整理番号

107-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	2024 年 10月 25 日
支 出 額	261,420 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法: $(40000+440) \times 0.5 + 301500 \times 0.8$)
使 途	事務職員 給与 10月分
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子



日本共産党埼玉県議会議員団

06-10-25 4 104-03 250001 0936
電信扱 お引き出し口座
サイタマリナ
普通 様
¥227,521 ¥0

06-10-25 23 104-03 400029 0937
電信扱 お引き出し口座
トウワ
普通 様
¥40,000 ¥440

※ 分は充当せず

賃金台帳 2024/10/25

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計									
労働日数	52.00	18.00	18.00	16.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
労働時間数	284.00	126.00	126.00	32.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
時間外労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休日労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
深夜労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基本給	636,000	325,000	271,000	40,000	0	0	0	0	0	0
常任歴給	26,000	17,500	8,500	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	33,000	21,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
任務給	35,000	25,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（非課税）	4,200	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（課税）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	730,000	388,500	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
支給額合計	734,200	392,700	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
健康保険	33,252	18,582	14,670	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	62,220	34,770	27,450	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,440	3,040	2,400	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,165	2,356	1,809	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	105,077	58,748	46,329	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	624,923	329,752	255,171	40,000	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	7,049	309	6,740	0	0	0	0	0	0	0
住民税	26,500	12,100	14,400	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	6,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	6,360	3,450	2,910	0	0	0	0	0	0	0
国救	1,200	600	600	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	47,109	19,459	27,650	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	152,186	78,207	73,979	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	582,014	314,493	227,521	40,000	0	0	0	0	0	0

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊞

（乙） 労働者住所

労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 印

（乙） 労働者住所

労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 10：00 終業時刻 12：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	0分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日 ※ 1週間の所定労働日数：原則として3日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 40,000 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	現金支払
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	無
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	無
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 印

（乙） 労働者住所
労働者氏名

整理番号

108

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費		
支出年月日	24年 10月 25日	支出額	65,360 円
使 途	事務職員の9月分の社会保険料		
領収書等貼付欄		日本共産党埼玉県議会議員団	

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号

6 0343 6375 00063521

取扱庁名

厚生労働省年金局(浦和)



納付
目的
年月
令和 6年
9月分
納付
期限
令和 6年
10月31日 右記の
とおり
納付し
てくだ
さい。
令和 6年
10月21日

健康勘定
健康保険料
77384 円

厚生年金勘定
厚生年金保険料
124440 円

子ども・子育て支援勘定
子ども・子育て拠出金
2448 円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 6年度

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領
005001224110100041358877289

証券受領
全部 一部

合 計 額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 2 0 4 2 7 2

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

浦和 年金事務所

延滞金の
計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
(健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てて。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

330-9301 さいたま市 浦和区
高砂 3-15-1
埼玉県庁内埼玉県議会5階

日本共産党埼玉県議会議員団
2643 090609

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)



(納付者渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

事務職員 (社会保険18,582+厚生年金34,770+介護保険3,040+こども子育て拠出金1,368) × 0.5
事務職員 (社会保険14,670+厚生年金27,450+介護保険2,400+こども子育て拠出金1,080) × 0.8
28,880+36,480=65,360

整理番号

121-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2024 年 11 月 25 日
支 出 額	457,770円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $(392700+40000+440) \times 0.5 + 301500 \times 0.8$)
使 途	事務職員 給与 11月分
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子



06-11-25 2 104-03 250001 0917
電信扱 お引き出し口座
ワイタマリナ
普通 様
¥306,862 ¥0

06-11-25 4 104-03 250001 0918
電信扱 お引き出し口座
ワイタマリナ
普通 様
¥227,521 ¥0

06-11-25 23 104-03 300002 0919
電信扱 お引き出し口座
ワイタマリナ
普通 様
¥40,000 ¥440

賃金台帳 2024/11/25

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計									
労働日数	60.00	22.00	22.00	16.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
労働時間数	340.00	154.00	154.00	32.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
時間外労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休日労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
深夜労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基本給	636,000	325,000	271,000	40,000	0	0	0	0	0	0
常任歴給	26,000	17,500	8,500	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	33,000	21,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
任務給	35,000	25,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（非課税）	4,200	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（課税）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	730,000	388,500	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
支給額合計	734,200	392,700	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
健康保険	33,252	18,582	14,670	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	62,220	34,770	27,450	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,440	3,040	2,400	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,165	2,356	1,809	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	105,077	58,748	46,329	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	624,923	329,752	255,171	40,000	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	14,680	7,940	6,740	0	0	0	0	0	0	0
住民税	26,500	12,100	14,400	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	6,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	6,360	3,450	2,910	0	0	0	0	0	0	0
国救	1,200	600	600	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	54,740	27,090	27,650	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	159,817	85,838	73,979	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	574,383	306,862	227,521	40,000	0	0	0	0	0	0

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
13. その他	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 印

（乙） 労働者住所
労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 印

（乙） 労働者住所
労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と XXXXXXXXXX（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

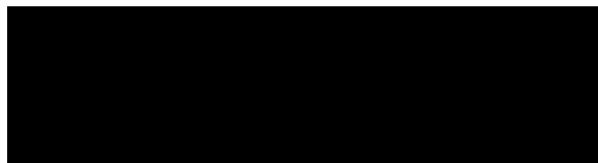
1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 10：00 終業時刻 12：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	0分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日 ※ 1週間の所定労働日数：原則として3日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 40,000 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	現金支払
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	無
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	無
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 印

（乙） 労働者住所

労働者氏名



整理番号

122

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
支出年月日	24年 11月 25日	支出額	36,480 円 按分の積算方法: 下記記載
使 途	事務職員への社会保険料 10月分		
領収書等貼付欄		日本共産党埼玉県議会議員団	

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管

取扱庁番号

取扱庁名

6

0343

6375

00063521

厚生労働省年金局(浦和)



納付の
目的
年月
令和 6年
10月分
納付
期限
令和 6年
12月 2日 右記の
と
納付して
ください。
令和 6年
11月 21日

健康助定
健康保険料
77384 円

厚生年金助定
厚生年金保険料
124440 円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
2448 円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 6年度

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領
00500 1224 1101 0004 7411 535058
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
浦和 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
返済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

証券受領
全部 一部

合 計 額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 2 0 4 2 7 2

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

330-9301 さいたま市 浦和区
高砂 3-15-1
埼玉県庁内埼玉県議会5階

日本共産党埼玉県議会議員団
2643 090610

様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
6. 11. 26
(納付者渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

事務職員

(社会保険14,670+厚生年金27,450+介護保険2,400+こども子育て拠出金1,080) × 0.8

整理番号	134-1
------	-------

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
支出年月日	2024 年 12 月 25 日
支 出 額	457,770円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $(392,700 + 40,000 + 440(\text{手数料})) \times 0.5 + 301,500 \times 0.8 = 457,770$)
使 途	事務職員の12月分の給与
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団		
支出者名	城下 のり子	印

日本共産党埼玉県議会議員団

06-12-25 2 104-03 250001 0942
電信扱 お引き出し口座
サイタマリサ
普通 様
¥346,960 ¥0

06-12-25 4 104-03 250002 0946
電信扱 お引き出し口座
サイタマリサ
普通 様
¥239,401 ¥0

06-12-25 23 104-03 400034 0944
電信扱 お引き出し口座
トウ
普通 様
¥40,000 ¥440

賃金台帳 2024/12/25

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計									
労働日数	60.00	22.00	22.00	16.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
労働時間数	340.00	154.00	154.00	32.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
時間外労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休日労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
深夜労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基本給	636,000	325,000	271,000	40,000	0	0	0	0	0	0
常任歴給	26,000	17,500	8,500	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	33,000	21,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
任務給	35,000	25,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（非課税）	4,200	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（課税）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	730,000	388,500	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
支給額合計	734,200	392,700	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
健康保険	33,252	18,582	14,670	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	62,220	34,770	27,450	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,440	3,040	2,400	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,165	2,356	1,809	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	105,077	58,748	46,329	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	624,923	329,752	255,171	40,000	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	14,680	7,940	6,740	0	0	0	0	0	0	0
住民税	26,500	12,100	14,400	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	6,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	6,360	3,450	2,910	0	0	0	0	0	0	0
国救	1,200	600	600	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	-63,012	-40,098	-22,914	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	-8,272	-13,008	4,736	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	96,805	45,740	51,065	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	637,395	346,960	250,435	40,000	0	0	0	0	0	0

整理番号

134-3

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
13. その他	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所

労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と XXXXXXXXXX（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名

労働契約書

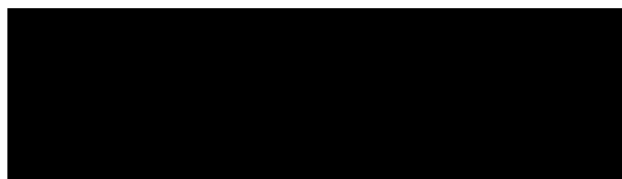
日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と XXXXXXXXXX（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 10：00 終業時刻 12：00	
6. 所定労働時間を超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	0分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日 ※ 1週間の所定労働日数：原則として3日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 40,000 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	現金支払
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	無
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	無
	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名



整理番号

135-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2024 年 12 月 25 日
支 出 額	435,450円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $388,500 \times 0.5 + 301,500 \times 0.8 = 435,450$)
使 途	事務職員の一時期金
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子

印

日本共産党埼玉県議会議員団

06-12-25 2 104-03 250002 0945

電信扱 お引き出し口座

サイマリナ

普通 様

¥308,461 ¥0

06-12-25 4 104-03 250001 0943

電信扱 お引き出し口座

サイマリナ

普通 様

¥250,435 ¥0

賃金台帳2024/12/25

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計									
労働日数										
労働時間数										
時間外労働時間数										
休日労働時間数										
深夜労働時間数										
基本給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
常任歴給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任務給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（非課税）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（課税）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	690,000	388,500	301,500	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	690,000	388,500	301,500	0	0	0	0	0	0	0
支給額合計	690,000	388,500	301,500	0	0	0	0	0	0	0
健康保険	33,692	18,973	14,719	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	63,043	35,502	27,541	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,512	3,104	2,408	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,140	2,331	1,809	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	106,387	59,910	46,477	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	583,613	328,590	255,023	0	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	35,751	20,129	15,622	0	0	0	0	0	0	0
住民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国救	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	35,751	20,129	15,622	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	142,138	80,039	62,099	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	547,862	308,461	239,401	0	0	0	0	0	0	0

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊞

（乙） 労働者住所

労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と XXXXXXXXXX（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
13. その他	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ⑩

（乙） 労働者住所

労働者氏名

整理番号	137
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
支出年月日	24年 12月 25日	支出額	65,360 円
按分の積算方法: 下記記載			
使 途	事務職員の11月分の社会保険料		
領収書等貼付欄		日本共産党埼玉県議会議員団	

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
6	0343	6375	00063521	厚生労働省年金局(浦和)



納付目的
令和 6年
11月分
令和 7年
1月 6日 右記のとおり
納付してください。
令和 6年
12月 19日

健康助定
健康保険料
77384 円

厚生年金助定
厚生年金保険料
124440 円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
2448 円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金
令和 6年度

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
00500	122411010005	3701404724
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構	

証券受領
全部 一部

合 計 額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 2 0 4 2 7 2

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

浦和 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

330-9301 さいたま市 浦和区
高砂 3-15-1
埼玉県庁内埼玉県議会5階
日本共産党埼玉県議会議員団
2643 77-ニイサ 03485 090611 様

上記の合計額を領収しました。
(領収日付等)
6. 12. 25
埼玉県銀行
(納付者渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

事務職員
(社会保険18,582+厚生年金34,770+介護保険3,040+こども子育て拠出金1,368)×0.5
事務職員
(社会保険14,670+厚生年金27,450+介護保険2,400+こども子育て拠出金1,080)×0.8
28,880+36,480=65,360

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

支出年月日	2025 年 1 月 24 日
支 出 額	367,320円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 (392,700+301,500+40,000+440(手数料))×0.5
使 途	事務職員の1月分の給与 ※事務職員[]は1月10日から2月2日まで出張で県議会を離れていたためその分を按分しています。
支 出 先	[]



日本共産党埼玉県議会議員団

07-01-24 2 104-05 240001 0923
 電信扱 お引き出し口座
 サイタマリナ
 普通 様
 ￥306,862 ￥0

07-01-24 4 104-05 240001 0920
 電信扱 お引き出し口座
 サイタマリナ
 普通 様
 ￥227,521 ￥0

07-01-24 23 104-05 400032 0922
 電信扱 お引き出し口座
 トウ
 普通 様
 ￥40,000 ￥440

賃金台帳 2025/1/24

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計									
労働日数	46.00	15.00	15.00	16.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
労働時間数	242.00	105.00	105.00	32.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
時間外労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休日労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
深夜労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基本給	636,000	325,000	271,000	40,000	0	0	0	0	0	0
常任歴給	26,000	17,500	8,500	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	33,000	21,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
任務給	35,000	25,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（非課税）	4,200	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当（課税）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	730,000	388,500	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
支給額合計	734,200	392,700	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
健康保険	33,252	18,582	14,670	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	62,220	34,770	27,450	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,440	3,040	2,400	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,165	2,356	1,809	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	105,077	58,748	46,329	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	624,923	329,752	255,171	40,000	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	14,680	7,940	6,740	0	0	0	0	0	0	0
住民税	26,500	12,100	14,400	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	6,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	6,360	3,450	2,910	0	0	0	0	0	0	0
国救	1,200	600	600	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	54,740	27,090	27,650	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	159,817	85,838	73,979	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	574,383	306,862	227,521	40,000	0	0	0	0	0	0

労働契約書

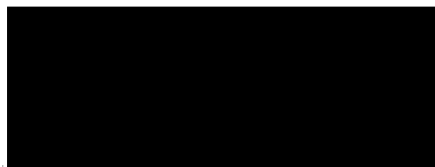
日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と XXXXXXXXXX（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
13. その他	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名



労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
13. その他	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ⑨

（乙） 労働者住所

労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と XXXXXXXXXX（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 10：00 終業時刻 12：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	0分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日 ※ 1週間の所定労働日数：原則として3日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 40,000 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	現金支払
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	無
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	無
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊞

（乙） 労働者住所
労働者氏名

整理番号

156

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費		
支出年月日	25年1月30日	支出額	131,449円 按分の積算方法: $(113,971 + 2,765) \times 0.5 + (8,918.9 + 2,163) \times 0.8$
使途	事務職員の社会保険料 12月分		
領収書等貼付欄		日本共産党埼玉県議会議員団	

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

 年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号
 6 0343 6375 00063521

取扱庁名

厚生労働省年金局(浦和)



納付目的

令和 6年
12月分

納付期限

令和 7年

1月31日 右記のとおり
納付してください。令和 7年
1月22日
 健康助定
健康保険料
155792円

 厚生年金助定
厚生年金保険料
250527円

 子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
4928円

納付目的

健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金

令和 6年度

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計
 業所整理記号 事業所番号 うち証券受領
 00500 1224 1101 0006 0404 407247
 収納機関番号 納付番号 確認番号

証券受領

全 一部

 合計額
 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
 4 1 1 2 4 7

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

浦和

年金事務所

 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

 330-9301 さいたま市 浦和区
 高砂 3-15-1
 埼玉県庁内埼玉県議会5階

日本共産党埼玉県議会議員団

2643 090612

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)

(納付者渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

事務職員

(社会保険料 37555 + 厚生年金 70272 + 介護保険 6144 + 子ども・子育て拠出金 2765) × 0.5

事務職員

(社会保険料 29389 + 厚生年金 54992 + 介護保険 4808 + 子ども・子育て拠出金 2163) × 0.8

整理番号 158-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	25年2月2日	支出額	69,208 円 按分の積算方法: (27,060+59,450)×0.8
使途	事務職員[]の通勤用定期代 2月2日から8月2日まで 6か月		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

別紙に添付

領収証

様

利用年月日 2025年02月02日

発売駅名 大宮

コーナ・号機 B-004

ご利用金額

(税率: 10%)

¥27060-

(クレジット扱い)

ご利用金額

¥27060-

印紙税申告納
付につき差込
税務署承認済商品名
定期券

伝票番号 84214

・払戻しは、東日本旅客鉄道株式会社の取扱
窓口でのみいたします。

・この領収証は大切に保管してください。

・ご利用ありがとうございます。

登録番号: T9011001029597

JR 東日本

領収書

[既存カード定期券発売]

様

カード番号 JE
種別 大人

領収金額 59,450 円

うちSFチャージ金額 0 円
小計 0 円

(10%対象)

うち定期券運賃金額 59,450 円
小計 59,450 円

決済方法 クレジット

この領収書は大切に保存してください。
ご利用ありがとうございます。5万円以上
印紙貼付発行日時 25/02/02 15:40
営業所名 さいたま東営業所
住所 東京都中央区八重洲
2-10-3

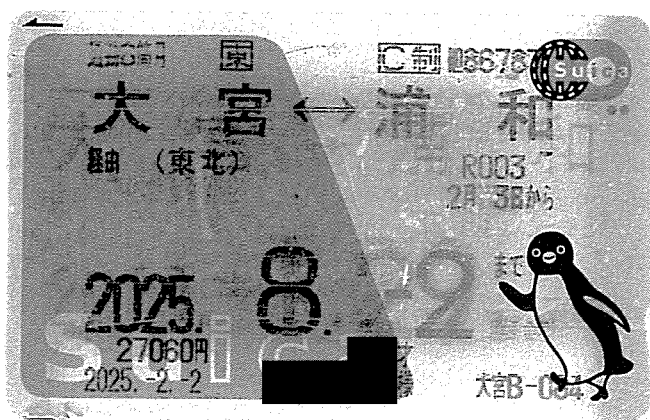
ODGB 16208

No. 31

国際興業株式会社
登録番号 T1010001150008

国際興業バス

大宮駅東口 ~ 日大前



07-02-25 2 104-02 250002 0927 *****
 電信扱 お引き出し口座 [REDACTED]
 サイタマリソ [REDACTED]
 普通 [REDACTED] 様
 ￥306,862 ￥0 *****

07-02-25 4 104-02 250001 0928 *****
 電信扱 お引き出し口座 [REDACTED]
 サイタマリソ [REDACTED]
 普通 [REDACTED] 様
 ￥227,521 ￥0 *****

07-02-25 23 104-02 400036 0929 *****
 電信扱 お引き出し口座 [REDACTED]
 トウ [REDACTED]
 普通 [REDACTED] 様
 ￥40,000 ￥440 *****

賃金台帳 2025/2/25

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計				0	0	0	0	0	0
労働日数	60.00	22.00	22.00	16.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
労働時間数	340.00	154.00	154.00	32.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
時間外労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休日労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
深夜労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基本給	636,000	325,000	271,000	40,000	0	0	0	0	0	0
常任歴給	26,000	17,500	8,500	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	33,000	21,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
任務給	35,000	25,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (非課税)	4,200	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	730,000	388,500	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
支給額合計	734,200	392,700	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
健康保険	33,252	18,582	14,670	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	62,220	34,770	27,450	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,440	3,040	2,400	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,165	2,356	1,809	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	105,077	58,748	46,329	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	624,923	329,752	255,171	40,000	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	14,680	7,940	6,740	0	0	0	0	0	0	0
住民税	26,500	12,100	14,400	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	6,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	6,360	3,450	2,910	0	0	0	0	0	0	0
国救	1,200	600	600	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	54,740	27,090	27,650	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	159,817	85,838	73,979	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	574,383	306,862	227,521	40,000	0	0	0	0	0	0

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所

労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
12. 特定事項	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
13. その他	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 10：00 終業時刻 12：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	0分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日 ※ 1週間の所定労働日数：原則として3日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 40,000 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
11. 退職	賃金の支払方法	現金支払
	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
12. 特定事項	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	無
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	無
13. その他	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲）所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙）労働者住所

労働者氏名

整理番号	173
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	25年2月25日	支出額	51680 円
		按分の積算方法: 下記記載	
使 途	事務職員の1月分の社会保険料		
領収書等貼付欄		日本共産党埼玉県議会議員団	

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名	
6	0343	6375	00063521	厚生労働省年金局(浦和)	
納付目的 年月	令和 7年 1月分				
納付期限	令和 7年 2月28日 右記のとおり 納付してください。				
健康勘定 健康保険料	77384 円	厚生年金勘定 厚生年金保険料	124440 円	子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金	2448 円
事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領	合計額	令和 6年度
00500	12241101	00067112	713647	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 2 0 4 2 7 2	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構 浦和 年金事務所					
延滞金の計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てて。					
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長					
330-9301 さいたま市 浦和区 高砂 3-15-1 埼玉県庁内埼玉県議会5階 日本共産党埼玉県議会議員団 2643 090701 様					
上記の合計額を領収しました。 (領収日付等) 7. 2. 25 浦和 2 (納付者渡し)					

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

事務職員	
(社会保険18,582+厚生年金34,770+介護保険3,040+こども子育て拠出金1,368) × 0.5	
事務職員	
(社会保険14,670+厚生年金27,450+介護保険2,400+こども子育て拠出金1,080) × 0.5	
28,880 + 22800 = 51680	

整理番号	20\ -1
------	--------

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	2025 年 3 月 25 日
支 出 額	457,770円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $(392,700 + 40,000 + 440(\text{手数料})) \times 0.5 + 301,500 \times 0.8 = 457,770$)
使 途	事務職員の3月分の給与
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子

印

日本共産党埼玉県議会議員団

07-03-25 2 104-05 250001 0919 *****

電信扱 お引き出し口座 [REDACTED]
サイタマリサ [REDACTED]
普通 [REDACTED] 様
¥306,862 ¥0 *****

07-03-25 4 104-05 250001 0920 *****

電信扱 お引き出し口座 [REDACTED]
サイタマリサ [REDACTED]
普通 [REDACTED] 様
¥227,521 ¥0 *****

07-03-25 23 104-05 300005 0921 *****

電信扱 お引き出し口座 [REDACTED]
トウ [REDACTED]
普通 [REDACTED] 様
¥40,000 ¥440 *****

賃金台帳 2025/2/25

No.	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Code	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名	合計									
労働日数	60.00	22.00	22.00	16.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
労働時間数	340.00	154.00	154.00	32.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
時間外労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
休日労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
深夜労働時間数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基本給	636,000	325,000	271,000	40,000	0	0	0	0	0	0
常任歴給	26,000	17,500	8,500	0	0	0	0	0	0	0
党歴給	33,000	21,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0
任務給	35,000	25,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0
家族手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (非課税)	4,200	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税支給額	730,000	388,500	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
支給額合計	734,200	392,700	301,500	40,000	0	0	0	0	0	0
健康保険	33,252	18,582	14,670	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険	62,220	34,770	27,450	0	0	0	0	0	0	0
介護保険	5,440	3,040	2,400	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険	4,165	2,356	1,809	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料小計	105,077	58,748	46,329	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	624,923	329,752	255,171	40,000	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	14,680	7,940	6,740	0	0	0	0	0	0	0
住民税	26,500	12,100	14,400	0	0	0	0	0	0	0
定退・療	6,000	3,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
退職・互助	6,360	3,450	2,910	0	0	0	0	0	0	0
国救	1,200	600	600	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除金小計	54,740	27,090	27,650	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	159,817	85,838	73,979	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	574,383	306,862	227,521	40,000	0	0	0	0	0	0

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 325,000 円
		常任歴給 17,500 円
		党歴給 21,000 円
		任務給 25,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
11. 退職	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
	定年制	65歳（再雇用制度有）
12. 特定事項	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
13. その他	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
勤務規程の定めるところによる		

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 9：30 終業時刻 17：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	60分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 271,000 円
		常任歴給 8,500 円
		党歴給 12,000 円
		任務給 10,000 円
		家族手当 0 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	口座振込
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	有
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	有
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊟

（乙） 労働者住所
労働者氏名

労働契約書

日本共産党埼玉県議会議員団（甲）と（乙）とは、次のとおり労働契約を締結した。

1. 労働契約の期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
2. 労働契約の更新	更新の有無	更新する場合があります
	更新の判断基準	契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、業務遂行能力、経営状況、従事している業務の進捗状況
	更新上限の有無	無
	無期転換に関する事項	本契約期間中に無期転換を申し込むことができる 〔無期転換後の労働条件：本契約と同じ〕
3. 就業の場所	日本共産党埼玉県議会議員団事務局〔変更の範囲：当団が定める場所〕	
4. 従事すべき業務	政務活動に関する事務〔変更の範囲：当団の定める業務〕	
5. 始業・終業の時刻	始業時刻 10：00 終業時刻 12：00	
6. 所定労働時間を 超える労働の有無	有	
7. 休憩時間	0分	
8. 休日	日曜日、土曜日、国民の祝日、夏季休日、年末年始、その他勤務割表に定める日 ※ 1週間の所定労働日数：原則として3日	
9. 休暇	年次有給休暇	本年度付与日数 20日（2024年4月1日付与）
	その他の休暇	産前産後休業、母性健康管理休暇等、育児時間 生理休暇、育児・介護休業等、公民権行使の時間 特別休暇
10. 賃金	賃金の額	基本給（月給） 40,000 円
		通勤手当 実費支給
		時間外勤務手当 割増賃金率 25%（法定超）
		休日勤務手当 割増賃金率 35%（法定休日）
		深夜勤務手当 割増賃金率 25%
	賃金の締切日	毎月20日
	賃金の支払日	当月25日
	賃金の支払方法	現金支払
11. 退職	定年制	65歳（再雇用制度有）
	自己都合退職の手続	退職する1か月以上前に届け出ること
	解雇の事由及び手続	勤務規程の定めるところによる
12. 特定事項	昇給の有無	無
	退職手当の有無	無
	賞与の有無	無
	雇用管理の改善等に関する 事項に係る相談窓口	団長 城下 師子（048-824-3413）
13. その他	勤務規程の定めるところによる	

契約日 2024年4月1日

（甲） 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
事業所名 日本共産党埼玉県議会議員団
使用者職氏名 城下 師子 ㊞

（乙） 労働者住所
労働者氏名

整理番号

202

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費		
支出年月日	25年3月25日	支出額	51680 円
使途	事務職員の2月分の社会保険料		
領収書等貼付欄		日本共産党埼玉県議会議員団	

納入告知書 納付書* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管

取扱庁番号

取扱庁名

6

0343

6375

00063521

厚生労働省年金局(浦和)



納付
目的
年月
令和 7 年
2 月分
納付
期限
令和 7 年
3 月 31 日
右記の
とおり
納付して
ください。
令和 7 年
3 月 19 日

健康助定
健康保険料
77384 円

厚生年金助定
厚生年金保険料
124440 円

子ども・子育て支援助定
子ども・子育て拠出金
2448 円

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
子ども・子育て拠出金

令和 6 年度

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領
00500 12241101 00074014 346717
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
浦和 年金事務所
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)
弁済の充当は順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

証券受領

全部 一部

合計額
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 2 0 4 2 7 2

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計

330-9301 さいたま市 浦和区
高砂 3-15-1
埼玉県庁内埼玉県議会5階

日本共産党埼玉県議会議員団

2643 090702

様

上記の合計額を領収しました。

(領収日付等)

7. 3. 25
埼玉県庁内
(納付者渡し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

事務職員

(社会保険18,582+厚生年金34,770+介護保険3,040+こども子育て拠出金1,368) × 0.5

事務職員

(社会保険14,670+厚生年金27,450+介護保険2,400+こども子育て拠出金1,080) × 0.5

28,880+22800=51680

整理番号

209-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	25年 3月27 日	支出額	17,328 円 按分の積算方法: 21,660×0.8
使 途	事務職員■■■■の国際興業バスの定期代 3月28日から9月27日までの6か月間		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

別紙に領収書を添付

国際興業バス 260円区間だったものが4月1日より280円区間となり、
それに伴って定期代が値上げされることから、今までの定期券を払戻を
行い、新しい定期券を購入します。

払戻証

[定期券払戻]

カード番号 JE []
種別 大人

払戻金額 42,370 円

(10%対象)
うち定期券運賃払戻金額 42,370 円
小計 42,370 円

(10%対象)
うち手数料 0 円
小計 0 円

払戻方法 現金

*** 定期券情報 ***

事業者名 国際興業株式会社
種別 通勤 (大人)

割引種別
区間 260 円
発行日 2025.-2.-2 新規
有効期間 2025.-2.-3 ~ 2025.-8.-2
(6ヶ月 + * 日)

発売金額 59,450 円

この証明書は大切に保存してください。
ご利用ありがとうございます。

発行日時 25/03/27 18:50
営業所名 さいたま東営業所
住所 東京都中央区八重洲
2-10-3
ODCB 14602
No. 319 登録番号 T1010001150008 国際興業株式会社

差額

¥21,660 円 支払い

領収書

[既存カード定期券発売]

様

カード番号 JE []
種別 大人

領収金額 64,030 円

うちSFチャージ金額 0 円
小計 0 円

(10%対象)
うち定期券運賃金額 64,030 円
小計 64,030 円

決済方法 現金

この領収書は大切に保存してください。
ご利用ありがとうございます。

5万円以上
印紙貼付

発行日時 25/03/27 18:53
営業所名 さいたま東営業所
住所 東京都中央区八重洲
2-10-3
ODCB 14602
No. 321 登録番号 T1010001150008 国際興業株式会社

I C 定期券内容控
JE302-E121-2270-5776
国際興業株式会社
通勤 (大人)
金額

280

2025.-3.28 ~

2025.-9.27

(6ヶ月 + * 日) 新規

2025年03月27日発売 64,030 円
決済方法 現金

様

* 記載された I C カード定期券を使用する場
合は、この控えを携帯して下さい。
* この I C 定期券内容控には乗車券としての
効力はありません。
* 係員から請求があるときはいつでもお見せ
ください。

25/03/27 18:51
さいたま東営業所

国際興業株式会社

整理番号

210-1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2025 年 3 月 31 日
支 出 額	36,896 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 73,792×0.5)
使 途	事務職員の2024年11月11日から2025年3月31日までのガソリン代
支 出 先	

上記のとおり支出しました。 日本共産党埼玉県議会議員団

支出者名

城下 のり子

印

埼玉県議員のガソリ代の計算式

2km まで 2000 円

3km 2000 円 + 710

4km 2000 円 + 710 × 2

23km まで $(23 - 2) \times 710 + 2000 = 16910$

① 11月分は 定期券が切れた 11月11日から 日割計算

 $16910 \div 22 (\text{労働日}) = 768.6$ $769 \times 8 = 6152$ ② $16910 \times 4 (\text{12月分, 1月分, 2月分, 3月分}) = 67640$
 $6152 + 67640 = 73792$

領収証

日本共産党埼玉県議会議員団 様 2025 年 3 月 31 日

¥73,792-

但 2024.11.11 ~ 2025.3.31 までの交通費として
上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)